平成２１年（フ）第３５７号
奈良市八条１丁目763番地
債務者　井谷由美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
奈良市南京終町１丁目90番地の１　エスペランス奈良503号
債務者　清水　ゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７４号
奈良市中山町1406番地の７
債務者　山本　晋自
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
奈良県天理市櫟本町3072番地２
債務者　丸谷　純一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
山口県下関市大字吉見上134番地
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
山口県下関市彦島本村町５丁目32番19号、前住所山口県下関市彦島杉田町１丁目８番18号
債務者　原田サッシガラス店こと　原田　憲三
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
山口県下関市彦島本村町５丁目32番19号、前住所山口県下関市彦島杉田町１丁目８番18号
債務者　原田　博子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
山口県下関市小月高雄町４番20号
債務者　廣川　晃子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
山口県下関市大坪本町42番16号
債務者　猪瀬　英夫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
山口県下関市大坪本町42番16号
債務者　猪瀬　美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
大分県杵築市大字馬場尾244番地２
債務者　河野　麻紀
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
宮崎郡清武町加納２丁目43番地　ノビリティ広栄ビル５―302、住民票上の住所宮崎郡清武町大字加納甲3004番地266
債務者　永徳　勝弘
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４８号
富山市高屋敷650番地
債務者　大田　大資
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４号
青森県むつ市新町26番17号
債務者　坂本　健二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
青森市金沢５丁目２番23号　三宝荘３号
債務者　川村　勝治
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
青森市大字新城字山田588番地11
債務者　白戸　　明
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
千葉県我孫子市中峠1604番地の35
債務者　藤澤　光二
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部